

Asia Legal Update

2024 年
第 4 四半期 (10-12 月)

日本	2
インド	3
アラブ首長国連邦	4
バングラデシュ	5
スリランカ	6
パキスタン	7
トルコ	8
インドネシア	9
マレーシア	10
フィリピン	11
シンガポール	12
タイ	13
ベトナム	14
ミャンマー	15
台湾	16
香港	17
中国	18

日本 執筆者: 加賀宏樹、岡田彩

東証、今春にも MBO 及び支配株主による完全子会社化に係る企業行動規範の見直しへ

2024 年 12 月 10 日、東京証券取引所(「東証」)において、第 19 回「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」(「フォローアップ会議」)が開催され、グロース市場における今後の対応及び今後のフォローアップに関する議論が行われました。このうち、今後のフォローアップでは、フォローアップ事項の 1 つとして、MBO(マネジメント・バイ・アウト)及び支配株主による完全子会社化に関し、2025 年 2 月頃に企業行動規範の見直し案を提示する方針が示されました¹。

(1) 現行の企業行動規範における MBO 及び支配株主による完全子会社化に関する規定

東証は、投資者保護及び市場機能の適切な発揮の観点から適切な企業行動を求めるべく、有価証券上場規程において、企業行動規範を定めています。MBO 及び支配株主による完全子会社化に関しては、これらが上場会社として役割を終えた企業の市場からの退出、機動的な経営改善、株主に対するプレミアム取得機会の提供等の意義があり、活力ある資本市場の維持に重要な役割を有する一方で、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が存在することから、①一般株主が、取引条件の妥当性等について、必要かつ十分な情報を得た上で適切な判断を行うことができる環境を整備するとともに、②公正な手続の確保を通じて公正な取引条件が設定されるよう促進する観点から、有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則において、以下の内容が定められています²。

	MBO	支配株主による完全子会社化
情報開示	● 適時開示を必要かつ十分に行うことを義務付け	
算定書の取得	● 企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有する第三者が買付け等の価格に関する見解を記載した算定書の取得・概要の開示を義務付け	
少数株主にとって不利益でないことの見解の入手	● 規制なし	● 利害関係を有しない者から、少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手を義務付け(概要のみ開示)

(2) 見直しの方向性

これまでのフォローアップ会議では、MBO 及び支配株主による完全子会社化に係る公正な手続は、2019 年に経済産業省が公表した「公正な M&A の在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」(「公正 M&A 指針」)及び近年の判例を踏まえて進展していると評価できる一方で、投資家からは依然として公正な手続・価格が実現していないのではないかとこの声もあること、公正 M & A 指針自体が米国と比較して緩やかなものとなっていることも踏まえ、取引所としてグローバルな投資家から見た際に米国と遜色ない水準を目指すべきとの意見が挙げられ、2024 年 10 月 31 日開催の第 18 回フォローアップ会議においては、上記(1)の規定に関し、主として以下の方向性で見直すことが議論されました³。

特別委員会の更なる機能発揮(少数株主にとって不利益でないことに関する意見の見直し)	
意見入手の対象行為	● MBO も対象
意見の入手先	● 特別委員会の設置・検討及び特別委員会からの意見の入手を義務付け
意見の内容	● 少数株主が享受すべき正当な利益が確保されているか(企業価値の増加分が持株数に応じて公正に分配されているか)否かとの観点から、「少数株主・一般株主にとって取引が公正であることに関する意見」の取得を義務付け ● 意見にあたり検討すべき観点を明示し、検討内容や判断の根拠について、意見の中で十分な説明を行わなければならない旨を明示
株式価値算定の前提条件等の開示充実	
● 投資家側の意見も踏まえ、具体的な開示の拡充内容を検討	

(3) 今後の見通し

現在、上記(2)の方向性に基づき、市場関係者との実務的な擦合せが行われており、2025 年 2 月頃には企業行動規範の見直し案が提示され、フォローアップ会議での議論及びパブリックコメントを経て、同年春頃には新規定が施行される見込みです。今後の議論について、引き続き注目する必要があるといえます。

¹ 第 19 回フォローアップ会議議事録(<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/nlsgeu000006gevo-att/mklp77000000o4h2.pdf>)20 頁、資料 2「今後のフォローアップについて」(<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/nlsgeu000006gevo-att/mklp77000000n54e.pdf>)(2025 年 1 月 20 日アクセス)

² 第 16 回フォローアップ会議資料 2「企業行動規範の見直し(前回会議の補足資料)」(<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/nlsgeu000006gevo-att/mklp770000007bd2.pdf>)9 頁(2025 年 1 月 20 日アクセス)

³ 第 18 回フォローアップ会議資料 8「企業行動規範の見直し」(<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/nlsgeu000006gevo-att/mklp77000000k4ua.pdf>)3、4 頁、議事録(<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/nlsgeu000006gevo-att/mklp77000000knt.pdf>)15-24 頁(2025 年 1 月 20 日アクセス)

1. 外国ポートフォリオ投資から外国直接投資への再分類に関する運用枠組みの明確化

2024 年 11 月 11 日、インド準備銀行(「RBI」)は、外国ポートフォリオ投資家とその投資家グループとともに行う投資(「外国ポートフォリオ投資」)を外国直接投資(「FDI」)に再分類するための運用枠組みを規定した通達(「本通達」)を発出し、同通達は同日発効しました。現行の Foreign Exchange Management (Non-debt Instruments) Rules では、外国ポートフォリオ投資は、インドの投資先企業の総払込済株式資本の 10%未満(完全希釈化ベース、「本閾値」)でなければならず、本閾値を超えた場合、外国ポートフォリオ投資家は対象株式を売却するか又は FDI として再分類するかを選択できます。本通達は、外国ポートフォリオ投資を FDI に再分類する場合の手続を明確にしています。本通達の主な規定内容は以下のとおりです。

- **FDI 禁止分野:** FDI が禁止されている分野では再分類は許可されません。
- **政府承認及び投資先企業の同意:** 外国ポートフォリオ投資家は、本閾値を超える株式取得の前に、FDI への再分類に関し、政府承認(FDI 規制上必要な場合)及びインドの投資先企業の同意を得る必要があります。
- **証券管理機関(カストディアン)への通知:** 外国ポートフォリオ投資家は、保有株式を再分類する意思を証券管理機関に通知し、必要な承認と同意の写しを提出する必要があります。
- **報告:** 外国ポートフォリオ投資家が保有する投資は、所定の方法による RBI への報告が必要です。
- **FDI Demat 口座への振替:** RBI への報告後、外国ポートフォリオ投資家は、証券管理機関に対し、自己の外国ポートフォリオ投資により保有する株式を FDI Demat 口座に振り替えるよう依頼する必要があります。

なお、一度 FDI として再分類されると、外国ポートフォリオ投資家の対象投資先インド企業への全投資は、後に本閾値を下回った場合でも、引き続き FDI として扱われます。

2. グリーン・ウォッシング及び誤解を招く環境主張に関するガイドラインの発行

中央消費者保護庁(「CCPA」)は、2024 年 10 月 15 日、2019 年消費者保護法(「CPA」)第 18 条に基づき、2024 年グリーン・ウォッシング及び誤解を招く環境主張の防止と規制に関するガイドライン(「本ガイドライン」)を発行しました。本ガイドラインは、環境及び持続可能性に関連する広告の透明性と正確性を確保することを目的とし、広告主、商品販売者、サービス提供者、広告代理店、推奨者を含む、環境主張を行う商品又はサービスの広告に関与する者に広く適用されます。本ガイドラインは、商品又はサービスの広告におけるグリーン・ウォッシング(企業が、誇張した、曖昧な、虚偽の又は実証されていない環境主張を行うことにより、環境上の利点について誤解を誘因すること)及び誤解を招く環境主張を明確に禁止し、「ナチュラル」、「環境に優しい」、「グリーン」等の曖昧で根拠のない抽象的な用語による環境主張を行う場合は、本ガイドラインが定める要求事項及び開示の遵守を義務付けています。消費者の利益を害する虚偽又は誤解を招く広告を行った場合、CPA に基づき、2 年以内の懲役及び 100 万インドルピー以内の罰金を科される可能性があります。

3. マハラシュトラ州における印紙税率の引上げ

マハラシュトラ州政府は、2024 年 10 月 14 日、1958 年マハラシュトラ印紙法の附則 I の複数の条文を修正した、2024 年マハラシュトラ印紙(修正)条例⁴を公布し、同条例は同日発効しました。これにより、定款、仲裁判断、パートナーシップ契約、請負契約等を含む多様な文書に対する印紙税率が引き上げられました。

⁴ <http://mls.org.in/ordinance/2024/Ordinance%20%2012%20English.pdf>

1. 経済的実体規則(Economic Substance Regulations)の改正

UAE 連邦政府は、経済的実体規則(2019 年閣議決定 31 号)を実質的に廃止することを内容とする 2024 年閣議決定第 98 号(「**2024 年決定**」)を公布し、2024 年決定は即日発効しました。なお、現在の経済的実体規則の規制内容は、2020 年閣議決定第 57 号(「**2020 年決定**」)に基づくものです。

2024 年決定によって、2020 年決定に、2020 年決定が定める規制は 2019 年 1 月 1 日から始まり 2022 年 12 月 31 日までに終了する会計年度のみ適用される旨の条項が追加されました。2024 年決定にはさらに、(a) 2020 年決定に基づき課された関連する罰金は、2022 年 12 月 31 日以降に終了する会計年度分については免除されること、及び(b) 2022 年 12 月 31 日以降に終了する会計年度分について既に罰金が徴収されている場合は、その罰金は返還され、進行中の執行手続きは取り下げられることが規定されています。

2. 気候変動法の導入

UAE 連邦政府は、気候変動の影響を緩和するために、2024 年連邦法第 11 号(「**気候変動法**」)を公布しました。気候変動法は、フリーゾーンに設立された企業を含め、UAE 内で温室効果ガスの排出につながる事業活動を行うすべての公営企業及び民間企業(「**排出源**」)に適用されます。

気候変動法は、すべての排出源に対し、以下の手段のうち 1 つ又は複数を通じて排出量を削減することを義務付けています。
(i) エネルギー効率の改善、(ii) クリーンエネルギーの利用、(iii) 自然炭素吸収源の強化及び保護、(iv) 二酸化炭素の回収、利用及び貯留、(v) 飽和フロン代替物の利用、(vi) カーボンオフセット、(vii) 統合廃棄物管理の実施、並びに(viii) 気候変動・環境省(「**環境省**」)、各首長国の当局(「**管轄当局**」)、及び気候変動法の適用に関するその他の連邦及び各首長国の当局が決定するその他の技術又は手段。

なお、環境省は、管轄当局及びその他関係当局と調整した上で、上記の手段のいずれかの適用に関する規制、基準、要件について決議することができるとされていますが、2025 年 1 月 20 日現在該当する決議はありません。

さらに、気候変動法は、排出源に対し、以下の事項を遵守することを義務付けています。

- (i) 活動から排出される排出量を定期的に測定し、排出インベントリを作成し、環境省又は管轄当局が指定する基準に従って定期的に報告書を提出し、排出量を削減するための措置を講じること。
- (ii) 排出量に関連する活動、現在及び将来の排出削減対策、並びにそれらの予想される結果に関するデータを、環境省が承認した書式に従って、環境省及び管轄当局に提出すること。
- (iii) 測定された排出量の記録を各分析の日付から 5 年間保管し、環境省及び管轄当局の職員がそれらの記録にアクセスできるようにすること。

上記の規定に従わない場合、最高 200 万 AED(ただし 5 万 AED を下回らない)の罰金が科せられる可能性があります。また、2 年以内に同様の違反を繰り返した場合は、上記の 2 倍の罰金が科される可能性があります。

気候変動法は 2025 年 5 月 30 日に施行され、排出源は、施行日から 1 年以内に、気候変動法を遵守することが求められます。

1. 暫定政府、5つの改革委員会を追加設置

2024年11月18日、バングラデシュ暫定政府は、発展促進を目的として、(1)保健改革委員会、(2)労働改革委員会、(3)メディア改革委員会、(4)地方自治体改革委員会、(5)女性課題改革委員会の5つの新たな改革委員会を設置しました。これらの委員会には、設置から90日以内に改革案をまとめた報告書を提出することが義務付けられています。なお、これらの5つの委員会は、2024年10月に暫定政府が設置した6つの改革委員会⁶に追加される形で設置されたものであり、既存の6つの委員会による報告書も、まもなく提出される予定です。

2. 外国パートナーとの合併事業等に関する統合ガイドラインの公表

2024年11月20日、バングラデシュ中央銀行は、「外国パートナーを有するJVCA⁷によるバングラデシュでの事業運営に関するガイドライン」と題した通達を、承認取引銀行(AD Bank)宛に発出しました。これまでは、外国パートナーを有するJVCA(「対象JVCA」)が行う報告、クロスボーダー取引、財務諸表の作成、現地支店との取引、利益送金、納税、申告書の提出などに関して、さまざまな実務慣行が存在していましたが、本ガイドラインは、これらの規制を統合し、統一的な運用を目的としています。

同通達の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 対象JVCAは、バングラデシュ投資開発庁(BIDA)及びその他の管轄当局から許可を取得し、許可書で承認された範囲内に活動内容を限定する必要があること。
- (2) 対象JVCAは、上記(1)の許可取得後30日以内に、バングラデシュ中央銀行の外国為替投資局(「FEID」)に通知する必要があること。
- (3) 対象JVCAのパートナー間で有効な契約を締結する必要があること。
- (4) 対象JVCAは、バングラデシュ国内に銀行口座を維持し、受託作業に対するすべての支払いの振込先としてその口座を指定する必要があること。
- (5) 国際的な事業体を対象JVCAに資金提供を行うプロジェクトにおいては、当該事業体からの資金のみが振り込まれる外貨口座を開設することができ、当該口座から対象JVCAの外貨経費を支払うことが認められること。
- (6) 対象JVCAは、バングラデシュ財務報告基準(BFRS)に準拠し、バングラデシュ国内の銀行口座への入金の有無にかかわらず、国内で発生したすべての収入を反映した財務諸表を個別に作成する必要があること。
- (7) 外国パートナーの現地支店は、FEIDの承認を条件として、無担保の余剰資金から対象JVCAに融資を提供できること。
- (8) 対象JVCAの利益を外国パートナー(外国パートナーの現地支店も含む)に送金する場合は、バングラデシュ中央銀行の承認が必要であること。

3. 承認取引銀行によるパフォーマンスボンド等の発行規制の緩和

2024年10月30日、バングラデシュ中央銀行は新たに通達を発出し、これにより、国内の承認取引銀行は、バングラデシュ中央銀行の事前許可なく、居住輸出業者又は下請業者を代理して、海外の買い手又は請負業者に対し、信用状、売買契約、作業指示書、前払い金などに基づいてパフォーマンスボンド及び保証を発行できるようになりました。ただし、承認取引銀行は、取引が正当であり、適用法を遵守していることを担保するため、デュー・デリジェンスを実施しなければなりません。

⁵ 本稿作成に際しては、バングラデシュの法律事務所 A.S & Associates 所属の Mohammad Hasan Habib 弁護士に協力を得ました。

⁶ 2024年10月、暫定政府は、(1)行政改革委員会、(2)司法改革委員会、(3)警察改革委員会、(4)汚職防止改革委員会、(5)選挙制度改革委員会、(6)憲法改革委員会の6つの改革委員会を設置しました。

⁷ JVCAとは、合併事業(Joint Venture)、コンソーシアム(Consortium)、および団体(Association)の総称です。

1. 公共調達法の改正

2024 年 11 月 25 日、国家調達委員会は、商品、役務及び非コンサルティングサービスに関する調達ガイドライン(「**本ガイドライン**」)を公表しました。本ガイドラインは、2025 年 1 月 1 日に発効し、国家調達庁が発行した商品及び役務に関する 2006 年調達ガイドライン及びマニュアル、並びに国家調達庁及び財務省が発行した補足規定及び通達を改正するものです。本ガイドラインは、政府による商品、役務及び非コンサルティングサービスの調達を対象としていますが、コンサルタントの選定、官民パートナーシップ、消耗医薬品、契約管理等の分野は除外されています。商品、役務及び非コンサルティングサービスの範囲は、商品、インフラプロジェクト、セキュリティや清掃等のエッセンシャルサービス等の項目を含む形で広く定義されています。

外国からの資金提供に関しては、スリランカにおけるプロジェクト又はプログラムに資金を提供する多国間又は二国間の機関(「**外国資金提供機関**」)が独自の調達ガイドラインの遵守を義務付ける場合、外国資金提供機関による調達ガイドラインの要件が本ガイドラインに優先します。本ガイドラインでは、国際競争入札による調達について、国内優先事項とされる場合を除き、入札条件と契約条件が国内入札者及び国外入札者に等しく適用されます。調達契約に外貨払いが含まれる場合、国内入札者及び国外入札者のいずれも、関連する契約条件に準拠する限り、外貨による入札及び支払の受領が可能です。ただし、外貨による支払が認められるためには、入札者は、材料の輸入や駐在員の給与の支払に関する事情等、正当な理由を示す必要があるとされています。

2. 外国為替法における海外送金規制の主要な変更点

2024 年 12 月 19 日、スリランカ政府は、外国為替法(FEA)(2017 年 12 号)第 22 条に基づき海外送金に関する改正を行う臨時官報通達(「**本通達**」)を発行しました。本通達は、スリランカの外貨準備高を保全するため、海外送金、外国投資及び通貨取引を規制することを目的としています。

本通達は、移住者向けの移住手当について 100,000 米ドルを上限とし、ビジネス外貨口座と個人外貨口座を通じた資本取引についてはそれぞれ 200,000 米ドルと 20,000 米ドルに制限しています。また、一般的な海外投資については、対外投資口座を通じた支払が停止されています。例外として、海外企業の普通株式への投資は、コロンボ証券取引所に上場している企業の場合は 1 暦年当たり 500,000 米ドル、非上場企業の場合は 1 暦年当たり 150,000 米ドル又は純資産の 20%(いずれか低い方)を限度として認められています。

本通達は、2024 年 12 月 20 日に発効していますが、スリランカの外貨準備高の保全と国際的な経済関与との均衡を図る観点から慎重な対応を行うため、有効期間は 6 か月とされています。

⁸ 本稿作成に際しては、スリランカの法律事務所 D.L. & F. De Saram 所属の Hansi Abayaratne 弁護士に協力を得ました。

1. 2024 年改正銀行法の施行

2024 年改正銀行法が、2024 年 10 月 31 日に施行されました。同法は、1962 年銀行令を主に以下の点において改正するものです。

- (i) イスラムシャリア法に基づく銀行システムに準拠したイスラミックバンキングフレームワークの導入。
- (ii) パキスタン中央銀行を銀行の紛争解決機関と指定し、銀行の清算、債権回収、紛争解決プロセスの強化。

2. 炭素市場政策の承認

炭素市場政策(「**本政策**」)が、気候変動環境調整省によって策定され、2024 年 12 月末にパキスタン連邦内閣によって承認されました。本政策は、温室効果ガスの排出を削減するための枠組みを確立することで気候変動問題に対処し、低炭素プロジェクトへの投資を企業に奨励することでグリーン投資を誘致し、パリ協定に基づく国家貢献に適合することを目的としています。本政策の 3 つの主要な柱は、以下のとおりであり、持続可能な開発セクターへの投資の誘致も目的としています。

- (i) 環境の完全性：現実に検証可能な排出削減の確保。
- (ii) 経済発展：持続可能な経済成長の促進。
- (iii) 公平な利益分配：炭素市場からの利益の公平な分配の確保。

⁹ 本稿作成に際しては、パキスタンの法律事務所 Kabraji&Talibuddin 所属の Syed Ali Bin Maaz 弁護士に協力を得ました。

1. 医療機器に関する規制の改正

トルコでは、2024 年 9 月から 10 月にかけて、医療機器に関して、以下の規制改正が行われました。

技術サービス及び保証要件:

- 医療機器の販売センターは、販売又は輸入する機器について、「医療サービスで使用する医療機器の技術提供に関する規則」を遵守する必要があります。
- 医療機器の販売センターは、医療機器が使用されている期間全体を通じて、医療機器とその付属品について、技術提供を行う旨のコミットメントを、製品追跡システムにアップロードする必要があります。この義務に違反すると、製品追跡システムの登録が取り消される場合があります。
- スペア部品については、依頼を受けた日から、国内では 20 営業日以内、海外からの依頼では 30 営業日以内に配送する必要があります。
- セールスセンターは、技術提供のために必要なパスワードを、医療機器を使用している医療サービス提供者の要求に応じて、24 時間以内に提供する必要があります。
- 保証書には、メーカーが決定した耐用年数が明記される必要があります。請求書の日付に関わらず、医療サービス提供者が医療機器を受領した日から保証が開始される必要があります。

2. トルコ競争法：労働市場、技術企業及び EV 分野に関する最新動向

1. 労働市場における競争違反に関するトルコ競争庁(TCA)のガイドライン

2024 年 9 月 16 日に草案が発表され、2024 年 12 月 3 日に最終決定された TCA によるガイドラインでは、賃金を固定する合意や従業員引抜き防止協定が競争法違反であることが明確にされました。また、当該ガイドラインは競争上センシティブな情報交換や労働市場における垂直的制限にも焦点が当てられ、例えば、人材仲介業者との間で行われる情報交換や人材仲介業者間で行われる情報交換は、TCA の厳しい監視の対象になる可能性があります。TCA は、特にそのような情報の取扱いが、競争を妨げる可能性があるかという点を重視することが予想されます。また、当該ガイドラインは、付随的制限(ancillary restraints)の基準、労働市場における支配的地位の乱用、及び、市場支配力分析についても規定しています。ただし、付随的制限の具体例や従業員の移籍に関する課題など、いまだ解決されていない部分もあり、これらの点については今後の判例を通じて明確になることが期待されています。

2. テクノロジー分野の企業に対する例外規定：合併申告基準の簡素化

TCA は、2022 年に、テクノロジー企業に関して、バイオテクノロジー、デジタルプラットフォーム、ヘルスケア技術など特定の分野において、企業結合に関する申告が必要となる基準を簡素化する例外規定(「例外規定」)を導入しました。もっとも、これまでは当該例外規定が研究開発やトルコとの関係が少ない企業にも幅広く適用されましたが、昨今の判例では適用範囲が限定される傾向にあります。例えば、基礎的な医療機器や satellite equipment を販売する企業であっても、重要な研究開発イノベーションがない場合は当該例外規定の対象外となり、合併申告が必要となる可能性があります。申告不要な事例については理由が公開されないため、企業はガン・ジャンピングのリスクを回避するために適用の有無を慎重に評価する必要があります。

3. エネルギー及び自動車分野の協力に関する TCA の個別免除

TCA は、エネルギー及び自動車分野の業務提携について、競争法第 4054 号第 5 条に基づく個別免除を認めました。最近では、Trugo と Shell の EV 充電ネットワークに関する業務提携が個別免除の適用により承認され、効率性の向上と消費者選択肢の拡大を実現させました。また同様に、Togg と Bosch のハイブリッド型アフターサービス協定も合法とされ、これらの TCA の判断はイノベーションを支援しつつ市場成長と競争の公平性を両立する法的枠組みを構築しようとする TCA の姿勢を示す重要な事例といえます。

1. 雇用創出法に関する憲法裁判所の判決

2024 年 10 月、インドネシアの憲法裁判所は、雇用創出法の法的状況を転換する 168/PUU-XXI/2023 号判決(「168 号判決」)を言い渡しました。168 号判決について、雇用者が留意すべき重要な点は次のとおりです。

- (i) **外国人労働者の雇用**：外国人労働者を雇用することは依然として許容されますが、168 号判決は、インドネシア人労働者を優先する必要性を強調しています。この「優先順位付け」が具体的にどのように実施されるかについては現段階では不明です。
- (ii) **有期雇用契約(PKWT)**：168 号判決は、プロジェクトベースの有期雇用契約を含む全ての有期雇用契約及びその延長期間が、最長 5 年間に制限されることを確認しました。有期雇用契約はラテン文字を使用してインドネシア語で作成する必要があります。
- (iii) **アウトソーシング**：168 号判決は、労働大臣に、アウトソーシングに適した業務の種類及び分野を指定するよう命じました。これにより、現在のアウトソーシングを利用可能な業務の広い範囲が、制限され、補助的又は非中核的業務に限定される可能性があります。
- (iv) **労使紛争中の義務の存続**：168 号判決以前は、労使紛争中に紛争当事者がその義務をいつまで履行し続ける必要があるかについて、明確にされていませんでした。168 号判決は、労使紛争解決機関が最終的かつ拘束力のある判断を下すまで、義務が存続することを明確にしました。そのため、労使紛争が継続している期間中、雇用者は、解雇した被雇用者の給与を支払い続ける義務を負う可能性があります。

2. 企業等に対する法的監査義務

インドネシア政府は、企業等における法律に関する意識の向上及びコンプライアンスの改善を目的とした新たな規制の制定を進めています(草案)。草案の重要な点としては、コーポレート・ガバナンスの透明性の向上、コンプライアンス違反に対する罰則の強化、及び法的監査義務が定められていることが挙げられます。草案はインドネシアで事業を行う企業のコンプライアンス要件及び業務慣行に重大な変更をもたらす可能性があるため、進展を注視する必要があります。

(i) 年次の法的監査義務

草案は、企業等に対して、法務大臣の認定を受けた法的監査人による年次の法的監査を実施する義務を新たに課しています。草案は法的監査が行われるべき時期について明確に示してはいませんが、今後制定される施行に関する省令によって明らかにされることが予想されます。

法的監査は、企業等による法令及びグッド・ガバナンス慣行の遵守状況を評価するため、少なくとも年 1 回、実施する必要があります。法的監査プロセスにおいては、法的監査の目的の特定、法的監査の範囲の計画、データの収集・分析、及び企業等に対する遵守勧告が行われる必要があります。その後、企業等は、法的監査報告書及び是正措置の詳細を、法務大臣、関係省庁、並びに許認可及び行政を所管する地方当局に提出する必要があります。

(ii) 制裁

企業等が年次の法的監査義務に違反した場合、法務大臣は、独立の法的監査を行うための法的監査人を選任する等の制裁を課することができます。草案は、各関係大臣に、詳細な手続き及び適用ある制裁を定めることを義務付けています。

1. 最低賃金の上昇

2024 年 10 月 25 日、マレーシア首相 Datuk Seri Anwar Ibrahim は、2025 年予算案に関して、最低賃金を現行の 1,500RM から 1,700RM に引き上げると発表しました。その後、最低賃金令 2024(「**MWO 2024**」)が 2024 年 12 月 4 日に公布され、2025 年 2 月 1 日以降のマレーシアの最低賃金(「**2025 年最低賃金**」)を以下のとおりとすることが規定されました。

最低賃金			
月給	日給		時給
1,700RM	週の労働日数		
	6 日	5 日	4 日
	65.38RM	78.46RM	98.08RM
			8.72RM

MWO2024 は以下のとおり 2 段階で発効します。

- (i) 2025 年 2 月 1 日以降、2025 年最低賃金は、(a) 5 人以上の従業員を雇用する雇用主、及び(b) (雇用する従業員数に関係なく)人的資源省が公式に発表したマレーシア標準職業分類(MASCO)に分類される職業活動を行う雇用主に適用されます。
- (ii) 2025 年 8 月 1 日以降、全ての雇用主(従業員 5 人未満の雇用主を含む)は、2025 年最低賃金に従って従業員に賃金を支払わなければなりません。

全国賃金協議会事務局が発表した FAQ によると、見習い及び家事使用人を除き、MWO2024 は民間部門の外国人従業員を含む全ての従業員に適用されます。2011 年国家賃金協議会法第 43 条に基づき、最低賃金令に定められた賃金を従業員に支払わない雇用主は、従業員 1 人につき 10,000RM 以下の罰金に処されることになります。

2. フレキシブル・ワーキング・アレンジメントの実施に関するガイドライン

2023 年に 1955 年雇用法が改正されたことを受け、従業員は、雇用主に対して、労働局長が定める書式と方法で書面申請を行うことにより、フレキシブル・ワーキング・アレンジメント(「**FWA**」)を申請することができるようになりました。この点に関して、労働省が 2024 年 12 月 5 日に発表した「フレキシブル・ワーキング・アレンジメントの実施に関するガイドライン」(「**FWA ガイドライン**」)は、FWA に関連して雇用主、従業員、労働組合にさらなるガイダンスを提供するとともに、従業員が使用できる FWA 申請書のサンプルも提供しています。なお、本制度はマレー半島において適用されるものです。

FWA ガイドラインに従い、FWA には一般的に 4 つのタイプがあります。

- (i) フレックスタイム制とは、従業員が 1 日又は 1 週間の労働時間や休憩時間を調整することができる制度を指します。
- (ii) フレキシブル・デーとは、従業員が労働時間を長くし、その分 1 週間の労働日数を少なくすることができる制度です。
- (iii) 従業員が自宅やオフィス以外の場所で働くか、雇用主が定める特定の日数のみオフィスで働くかを選択することができます。
- (iv) 上記(i)から(iii)に記載された FWA を組み合わせることもできます。

FWA は、特定の終了日を定めず恒久的に、又は特定の期間、あるいは従業員間で交互に(例えば、従業員 A が月曜日に在宅勤務を申請した場合、従業員 B は月曜日は必ず出社する、逆に、従業員 B が火曜日に在宅勤務を申請した場合、従業員 A は火曜日は必ず出社する、というように)実施されます。

1955 年雇用法第 60Q 条に従い、雇用主は FWA の申請に対し 60 日以内に返答しなければなりません。申請を受理する際、雇用主は従業員による労働を監視する仕組みを指定したり、必要に応じて FWA を取りやめる規定を盛り込んだり、インターネット手当や光熱費手当等の従業員への手当を提供したりすることができます。ただし、雇用主は、1955 年雇用法第 7 条に基づく従業員の権利(休息日、休日等)を否定するような条件、労働協約の条件に違反するような条件、雇用契約に規定されている手当を減額するような条件、FWA 実施前と比較して過剰な労働を従業員に課するような条件を含めることはできません。また、雇用主が申請を却下すると決定した場合、却下の正当な理由を書面で従業員に提示しなければなりません。さらに、雇用主は FWA の承認に差別がないことを確認しなければならず、差別がある場合、従業員は労働省に苦情を申し立てることができます。なお、労働省はガイドラインにおいて、全ての職種が FWA に適しているわけではなく、FWA が適しているのは、従業員が常時職場に出勤する必要のない職種に限られるものとしています。

1. 新規電子マネー発行者及びデジタル銀行許認可付与の一時停止措置を解除

2024 年 12 月 15 日、フィリピン中央銀行(「BSP」)は、2024 年 12 月 16 日付で、電子マネー新規発行者(銀行以外の金融機関)における通常申請の一時停止措置の解除に関する覚書第 M 第 2024-046 号(「新覚書」)を発行しました。これにより、2021 年 12 月 16 日に開始された銀行以外の金融機関による電子マネー発行の通常申請の一時的な禁止措置は終了しました。新覚書では、マーケット調査を含む通常のライセンス基準を満たし、i) 新たなビジネスモデル、ii) 未開拓であるニッチな市場、iii) 新たなテクノロジーを伴う申請は受理されるとされています。新覚書では、これらの要件に関する具体的な説明及び BSP による通常のライセンス基準への追加要件の導入に関する情報は示されていませんが、BSP は新たなテクノロジー若しくは既存のテクノロジーを革新的な方法で使用する、又は金融商品や金融サービスの提供における市場の格差を埋める、実証済みの金融ソリューションに限定して検討することが予想されます。BSP は、一時停止措置を解除することで、デジタル決済の促進、金融包摂の強化、広範な市場セグメントに資するイノベーションの促進を目指しています。

また、BSP は、2025 年 1 月 1 日付で、既存の銀行許認可のデジタル銀行許認可への転換を含む、新規デジタル銀行許認可付与に関する一時停止措置を解除しました。BSP は、2024 年 12 月 26 日、BSP 通達第 1205 号(「BSP 通達第 1205 号」)を発行し、デジタル銀行の設立承認申請手続を更新し、新たな要件を複数追加しました。例えば、最初の 1 年間の月次予測財務諸表(「FS」)及び最初の 5 年間の年次予測 FS を含む、より詳細な実現可能性の調査の提出が義務付けられていること、申請者の IT システム及びインフラストラクチャに関する詳細な評価と技術報告書を適切な IT 専門家である独立した第三者機関によって作成されなければならないこと、などです。

ただし、BSP 通達第 1205 号では、フィリピンで営業が認められるデジタル銀行は最大 10 行までと定められています。BSP は既に 6 行のデジタル銀行にライセンスを発行していることから、新たに発行できるデジタル銀行のライセンスは 4 行分のみとなります。

2. 個人データ処理を行う AI システムと児童データに関する勧告と新たなガイドラインを発表

2024 年 12 月 17 日、国家プライバシー委員会(「NPC」)は発行した勧告第 2024-03 号(「児童に関する勧告」)は児童(18 歳未満の者)の個人情報を処理する全ての者に適用されます。また、児童を対象とすることが明確に意図されている製品やサービス、あるいは児童がアクセスする可能性が高い製品やサービスも対象となります。児童に関する勧告に定められた主な義務の 1 つとして、個人データ処理を管理する者は、年齢確認の仕組みやプライバシーの管理を含め、児童の個人データの保護を徹底するために適切な措置を講じることが求められています。適切な措置として、児童の個人情報を処理する際には、リスクベースのアプローチを採用し、適切かつ厳格なプライバシー管理を実施すること、及び i) 児童のアカウントに設定されるプライバシー設定が、デフォルトの状態以最も高いレベルに設定されていること、ii) プライバシー設定への容易なアクセスを確保し、利用可能となるプライバシー設定及び調整方法について児童が十分に理解していることを要件とすることが含まれます。

また、NPC は、2024 年 12 月 19 日付で、フィリピン個人情報保護法(「DPA」)、これに関する施行規則及び関連規則(「IRR」)と NPC によって発行されるもの全てが、人工知能(「AI」)システムの構築及び実装(その学習及び検証を含む)に適用されることを宣言する勧告第 2024-04 号(「AI 勧告」)を発行しました。AI 勧告では、AI システムを使用して個人データを処理する者は、AI システムが考慮する要因、インプット、予測されるアウトプット及び AI システムがデータ対象者に与える影響について、データ対象者に通知することが義務付けられています。また、個人データの処理を管理する者は、適切な効果的なガバナンスの仕組み(例えば、AI 倫理委員会の設置、AI システムの開発及び実装における個人データの倫理的かつ適切な処理を徹底するための定期的学習や AI システムのエラー検出の精査等)を実施しなければなりません。

1. NRIC 番号の使用に関する個人情報保護委員会の声明

個人情報保護委員会(「PDPC」)は、2024 年 12 月 14 日に声明を発表し、以下の事項について具体的に注意を促しました。

- (a) 個人が国民登録カード(「NRIC」)番号をパスワードとして使用すること
- (b) 組織が個人の本人確認やデフォルトパスワードの設定に NRIC 番号を使用すること

この PDPC の声明は、2024 年 12 月 13 日にデジタル開発情報省(MDDI)が、会計企業規制庁(ACRA)の BizFile システムにおける NRIC 番号の開示に関するメディアの質問に対して、NRIC 番号の適切な使用と誤用について説明した声明を受けて出されたものです。詳細は以下のリンクをご確認ください: <https://www.pdpc.gov.sg/news-and-events/press-room/2024/12/pdpcs-reply-to-media-queries-on-the-use-of-nric-numbers>

NRIC 及びその他の国民識別番号に関する個人情報保護法(「PDPA」)に関する既存のガイドラインは、PDPA が、組織の NRIC(又はそのコピー)の収集、使用、開示、及び物理的な NRIC の保管について、どのように適用されるかを明確にしています。PDPC は、これらの既存のガイドラインについて、今回の声明と整合させるため、公開の意見募集の手続きを経て更に更新する予定です。詳細は以下のリンクをご参照ください: <https://www.pdpc.gov.sg/guidelines-and-consultation/2020/02/advisory-guidelines-on-the-personal-data-protection-act-for-nric-and-other-national-identification-numbers>

特に、今回の PDPC の声明では以下の点が強調されています。

(i) NRIC 番号はパスワードとして使用してはならないこと

個人名をパスワードとして使用しないのと同様に、NRIC 番号をパスワードとして使用すべきではなく、パスワードとして使用している場合は、すぐに変更する必要があります。ほとんどのサービスでは自らパスワードが変更可能ですが、そうでない場合は、サービスプロバイダーに速やかに連絡し、変更につき協力を求めることが推奨されます。

(ii) 個人名や NRIC 番号(非秘匿情報)は個人を識別するものであり、組織が認証目的で使用するべきではないこと

PDPC は、NRIC 番号を認証目的で使用している組織に対して継続的に対策を講じています。認証には、パスワード、セキュリティトークン、又は生体認証データなどの本人確認手段が必要であり、NRIC 番号を個人向けサービスのデフォルトパスワードとしても使用すべきではありません。このような慣行を持つ組織は、速やかに廃止する必要があります。

(iii) 組織は、認証方法の設計にあたり、複雑なパスワードや二要素認証(2FA)/多要素認証(MFA)などの強力な要件を設けること等

不正アクセスは最も一般的なデータ漏洩の原因の一つであるため、組織に対して、PDPC が発行した ICT システム向けデータ保護実務のガイドラインの 15~16 ページを参照するべきことを推奨しています。詳細は以下のリンクをご参照ください: <https://www.pdpc.gov.sg/-/media/files/pdpc/pdf-files/other-guides/tech-omnibus/guide-to-data-protection-practices-for-ict-systems.pdf>

(iv) NRIC 番号もシンガポールの PDPA のデータ保護義務の対象となること

したがって、NRIC データを収集する組織は、適切な利用を行うこと、有効な同意を得ること、情報保護を確保すること等 PDPA 上の義務を遵守する必要があります。

2. 2001 年子どもの発達と共同貯蓄法の改正

シンガポールの 2001 年児童育成共同貯蓄法の改正法案が、2024 年 11 月 13 日に可決されました。この改正には以下の内容が含まれます。

- (a) 2025 年 4 月 1 日以降、父母共有の育児休暇を 6 週間に拡大、2026 年 4 月 1 日以降、10 週間に拡大すること
- (b) 2025 年 4 月 1 日以降、政府支給の父親育児休暇を任意ではなく義務化し、4 週間に拡大すること

これらの規定が適用されるか否かの基準日は、子どもの誕生日若しくは予定出産日(いずれか遅い方)、又は養子縁組申請の資格取得日とされています(例えば、実子の誕生日が 3 月 30 日で、予定出産日が 4 月 1 日だった場合、4 月 1 日を基準に、上記が適用されます)。

児童育成共同貯蓄法は、3 か月以上継続して雇用主の下で働いている資格を満たした父親で、かつ子どもがシンガポール国民である場合に適用されます。

タイ 執筆者: ジラポン・スリワット、アピンヤー・サーンティカセーム

1. 労働者福祉基金に対する拠出金及び追加拠出金の比率の改訂

2024 年 11 月 22 日、労働大臣は、2025 年 10 月 1 日に発効予定の、労働者福祉基金に対する拠出金及び追加拠出金の比率を定める仏歴 2567 年(2024 年)省令(「**省令**」)を発出しました。

省令は、仏歴 2541 年(1998 年)労働者保護法第 130 条に基づく労働者福祉基金の構成員である、使用者及び労働者に適用されます。省令に定めるとおり、労働者福祉基金に対する次の比率の拠出金及び追加拠出金が必要とされます。

- (i) 2025 年 10 月 1 日から 2030 年 9 月 30 日まで、労働者及び使用者は、労働者の賃金の 0.25%の比率で拠出するものとします。
- (ii) 2030 年 10 月 1 日以降、労働者及び雇用主は、労働者の賃金の 0.5%の比率で拠出するものとします。

2. コンドミニアム・ユニットの販売予約契約標準書式

2024 年 10 月 3 日、仏歴 2522 年(1979 年)消費者保護法に基づく契約担当委員会は、契約管理事業としての予約によるコンドミニアム・ユニットの販売事業について定める契約委員会の仏歴 2567 年(2025 年)告示(「**コンドミニアム告示**」)を発出し、官報公告日(2025 年 1 月 31 日)から 120 日後に発効予定とされています。

コンドミニアム告示は、消費者が後日売買契約を締結する旨の保証として、予約料を支払うか、又は頭金若しくは手付金に分類されない類似の利益(すなわち、売買代金総額の一部とはされない)を提供する場合の、予約によるコンドミニアム・ユニットの販売事業を規制するものです。

消費者及び事業者は、タイ語の、コンドミニアム告示が定める標準書式を使用した予約契約(「**予約契約**」)を締結する必要があります。この標準書式は、いくつかの重要な規定を含んでいますが、特に以下の場合において予約契約を終了し、予約料の払戻しを受ける権利を消費者に付与しています。

- 事業者が環境影響評価(EIA)の承認を受けられない場合。
- 事業者が予約契約に定める期限までに、コンドミニアム建設の申請を提出せず、又は工事の認可を得られなかった場合。
- 事業者が消費者の同意を得ることなく、プロジェクト計画、プロジェクト詳細(もしあれば)又は建設資材を変更又は修正した場合。

3. BOI の投資奨励を受ける外国企業が事務所及び住居のための土地所有権を保有するための新たな基準

タイ投資委員会(「**BOI**」)は、近時、投資奨励を受ける外国企業が事業及び居住目的で土地所有権を保有することを認める基準に関する BOI 告示第 16/2567(2024)号(「**本 BOI 告示**」)を発出し、同告示は 2024 年 11 月 1 日に発効しました。

本 BOI 告示は、BOI の投資奨励を受け、払込資本金が 5,000 万タイバーツ以上である外国企業が、事務所及び住居のための土地を所有するための基準を定めています。事務所用の場合、土地所有権は、事務所用の場合には 8,000 平方メートル、現場レベル(operational level)の労働者のための住居用の場合には 32,000 平方メートルに制限されます。BOI の投資奨励を取り消された外国企業は、当該投資奨励を取り消された日から 1 年以内に土地を処分しなければなりません。本 BOI 告示において、(BOI 告示 1/2551 及び 6/2565 にて定められていた)管理職又は技術者の住居用の土地に関する規定は削除されました。

1. 電力法第 61/2024/QH15 号

電力法第 61/2024/QH15 号(「**新電力法**」)は、2024 年 11 月 30 日に国会により公布され、2025 年 2 月 1 日に施行される予定で、現行の 2004 年電力法(その後の改正を含む)に置き換わるものです。

新電力法は、(i) 原則として太陽光、風力及び水力を含む再生可能エネルギーを推進するとともに、原子力発電をエネルギー源の選択肢として再導入しています。また、(ii) 2 名以上の投資家が関心を持つエネルギープロジェクトについての入札制度を復活させ、競争力、公平性及び透明性を確保しています。この入札要件は、多目的戦略的水力発電所、重要な送電網、原子力発電所又は直接電力購入プロジェクトなど、一部の限られたプロジェクトにのみ免除が認められます。(iii) 新電力法は、電力小売価格に関して、商工省大臣に対し、技術的条件が許す場合には、異なる電気利用者グループに適用される、少なくとも 2 つの要素(例えば、容量価格、電気価格、固定価格、変動価格又はその他の価格要素)からなる多要素電力小売価格制度を含む、電力小売価格構造を改善するためのロードマップを作成するように指示しています。さらに、(iv) 洋上風力発電プロジェクトについては、投資家の直接選任、長期の最低電力買取量及び陸路・海路使用料の免除・減額を含む、特別な仕組みを設けています。

2. 計画法、投資法、官民連携(PPP)投資法及び入札法の改正及び補足に関する法律第 57/2024/QH15 号

2024 年 11 月 29 日、国会は、2025 年 1 月 15 日から施行される特別投資手続を導入するため、計画法、投資法、官民連携(PPP)投資法及び入札法の改正及び補足に関する法律第 57/2024/QH15 号(「**改正法**」)を公布しました。これらの改正に基づき、下記の全ての条件を満たす投資家は、投資方針承認(「**IPA**」)、技術評価、環境影響評価書、詳細な計画、建設許可、防火・消火設計承認などの特定のライセンス・許可を取得することなく、プロジェクトを登録し、投資登録証明書(「**IRC**」)を取得することができます。

- (i) 国会の投資方針承認の対象とならないプロジェクト。
- (ii) 工業団地、輸出加工区、ハイテク区、集中情報技術区、自由貿易区又は経済特区の中の機能区に所在するプロジェクト。
- (iii) (a)イノベーションセンター、研究開発(R&D)センターの建造への投資、半導体集積回路産業、設計技術、部品製造、集積電子回路(IC)、フレキシブルエレクトロニクス、チップ、半導体材料の分野への投資、又は(b)優先的な投資が認められたハイテク分野への投資、又は首相の決定に従って開発が奨励されているハイテク製品リストの製品の生産への投資。

また、改正法では、投資家の違反による投資プロジェクトの終了に関する点も改正されます。具体的には、IPA 又は IRC(又はそれらの修正)に基づいて承認されたプロジェクトの目的を実行するためのスケジュール(各フェーズのスケジュールを含む)の満了日から 24 か月後までに投資家がプロジェクトの目的を完了できなかった場合には、当局はプロジェクトの終了を決定することができます。

3. 自家発電及び自家消費型の屋上太陽光発電の開発を奨励する政策等に関する政令第 135/2024/ND-CP 号

2024 年 10 月 22 日、ベトナム政府は、自家発電及び自家消費型の屋上太陽光発電の開発を奨励する政策等に関する政令第 135/2024/ND-CP 号(「**政令第 135 号**」)を公布し、同日施行されました。

- (i) 「**屋上太陽光発電**」(「**RTS**」)の概念と 2 つの異なる自家消費型 RTS モデル: RTS は、建物の屋上に建設・設置され、電子機器に接続され、かつ、直接的に発電を行う構造物を通じて光エネルギーを電気に変換する太陽光発電パネルから生成される電気と定義されています。2 つの異なる自家消費型 RTS モデルとして、系統連系型 RTS と系統非連系型 RTS を定めています。
- (ii) 登録/通知手続: 容量が 1,000kW 未満の系統連系型 RTS については、商工局、建設当局、消防当局及び地域の電力当局に通知を行う必要があります。容量が 1,000kW 以上の系統連系型 RTS は、商工局に登録する必要があります。一方、系統非連系型 RTS については、容量に関係なく、商工局、建設当局、消防当局及び地域の電力当局への通知のみが必要とされています。
- (iii) 余剰電力の売却: 系統連系型 RTS については、公共資産として分類されるオフィスビルその他の物件の屋上に設置された RTS システムを除き、一定の条件の下で、設備容量の 20%を上限として余剰電力の売却が認められています。

1. 知的財産機関の構成等に関する商業省告示

商業省は、2024 年 11 月 26 日に告示 2024 年第 88 号により知的財産規則(「**本規則**」)を発出しました。本規則は、知的財産機関¹⁰の構成等に関する項目等を定めており、本規則の主要な点は以下のとおりです。

- (1) 知的財産機関は、定足数の議員の半数以上が出席した定例会議を月に 1 回以上開催し、過半数の賛成を得て意思決定を行う。
- (2) 知的財産機関は、以下の事項の決定を容易にするため、知的財産中央委員会(「**中央委員会**」)¹¹の認可を受けてワーキンググループを組成する必要がある。
 - (i) 不服申立に関する事項
 - (ii) 著作権に関する事項
 - (iii) 特許権に関する事項

なお、知的財産機関は、必要に応じて、他のワーキンググループを設立することもできます。

- (3) 知的財産機関は、知財事件の審査のため、中央委員会の認可を受けて、以下の不服申立審査ワーキンググループを組織することができる。
 - (i) 商標権不服申立審査ワーキンググループ
 - (ii) 意匠権不服申立審査ワーキンググループ
 - (iii) 特許権不服申立審査ワーキンググループ
 - (iv) 著作権不服申立審査ワーキンググループ
 - (v) 地理的表示不服申立審査ワーキンググループ
- (4) 知的財産権に関する登録官¹²の決定に不服がある者は、当該決定の発出から 60 日以内に、本規則に基づいて定められた事項及び書類を提出することにより、知的財産機関に不服申立を行うことができる。

2. 特許権及び著作権の登録費用に関する告示等

知的財産機関は、2024 年 10 月 22 日付で、特許及び実用新案等の登録等に係る費用に関する告示 2024 年第 2 号を発出しました。例えば、同告示によれば、特許及び実用新案の登録申請に係る費用は 5 クレームまでかつ 20 ページまでの場合は 50 万チャット、5 クレームを超えた場合は 1 クレームにつき 2 万チャット、20 ページを超えた場合は 1 ページにつき 3,000 チャットとされています。

また、知財局は、2024 年 11 月 5 日付で、著作権の登録等に係る費用に関するアナウンスメント 2024 年第 17 号を発出しました。例えば、同アナウンスメントによれば、楽曲につき著作権の登録を行う場合、その申請費用は 12 楽曲までの場合は 10 万チャットとされています。

¹⁰ 各知的財産法の政策実行等を担うための組織であり、例えば商標法上、知的財産機関の機能は、中央委員会によって採択された商標に関する政策、戦略及びアクションプランを実行し、商標実務の発展のためのトレーニングや人材育成を行うこと等と規定されている。

¹¹ ミャンマーにおける知的財産分野の発展のために知的財産に係る政策決定、戦略及びアクションプラン等を担うための組織とされる。

¹² 知的財産の登録関連業務を所管する知財局の Director General(局長)を指すとされる。

1. 個人情報保護法の一部改正草案の公布

台湾において法令・判決の違憲審査を扱う憲法法院が、2022 年 8 月 13 日付憲判字 13 号判決で、2025 年 8 月までに個人情報保護に係る独立監督機関が整備されるべきと判示したことを受け、「個人情報保護委員会設立準備室」が 2023 年 12 月 5 日に設置されました。同設立準備室は、2024 年 12 月 20 日に、個人情報保護法の改正草案(「**本改正草案**」)を公布しました。当該改正草案における、非公務機関による個人情報保護に関連する主な内容は以下のとおりです。

(i) 主務機関が指定する非公務機関における個人情報保護担当者の設置の義務化

一定規模又は一定量以上の個人情報を保有する非公務機関は、主務機関による公告をもって、個人情報保護担当者及び個人情報保護監査人員の設置が義務付けられ、個人情報保護管理等の監査業務を計画・実施すべきこととされています(本改正草案 2 条の 1)。

(ii) 個人情報事故発生時の記録保存並びに当事者及び主務機関への通知の義務化

非公務機関において、個人情報の漏えい、毀損などの事故が発生した際には、事故の拡大を防止するための対策を取らなければならない、また、事故の経緯、影響及び対策等の情報を記録した上、少なくとも 3 年間保存する必要があります(本改正草案 12 条 1 項)。さらに、個人情報事故のうち、当事者の権益に深刻な危害を及ぼすおそれがある場合には、当事者への通知に加え、主務機関にも通知すべきとされています(本改正草案 12 条 2 項)。なお、12 条の記録保存義務、当事者及び主務機関への通知義務に違反した場合、2 万台湾ドル以上 20 万台湾ドル以下の過料が科される可能性があります(本改正草案 48 条)。

(iii) 主務機関による非公務機関に対する検査

主務機関は、非公務機関が個人情報保護法を遵守しているか否かを確認・監督するため、非公務機関に対する行政検査を行うことが可能です。当該検査には、① 非公務機関又は関連担当者に通知し意見を述べさせる、② 非公務機関又は関連担当者に通知し必要な書類、情報、物品を提供させ又はその他の検査に協力させる、③ 主務機関が自ら、又は各事業分野についての中央政府における主務機関と共同で、人員を派遣し施設に立ち入り、また、非公務機関の担当者に対して必要な説明、措置への協力、又は関連する補足情報の提供を命ずるといった手段が含まれます(本改正草案 22 条)。主務機関は、各事業分野についての中央政府における主務機関と協議の上、個人情報事故が発生するリスクが高い事業に対し優先的に行政検査を実施することができます(本改正草案 27 条)。

2. 外国投資家による投資案件に対する事前相談サービス制度の施行開始

台湾の外資規制の主務機関にあたる經濟部投資審議司(「**投審司**」)は、2024 年 12 月 23 日に、外資による投資環境のさらなる整備と利便性向上に向け、事前相談サービス制度を導入しました。事前相談サービスに係る公告(2024 年 12 月 20 日付經授審字第 11320901150 号)によれば、事前相談サービス制度が適用される案件類型には、外国投資家による対台湾投資のうち、① M&A 関連案件、② 投資金額が 1 億台湾ドル以上の案件、並びに③ 関連投資案件の申請手続及び適用法令について明らかにする必要がある案件が含まれます。これらの適用可能性のある案件に該当する場合には、投資審査を正式に申請する前に、事前相談サービスオフィスに審査又は相談を事前に申し込むことができます。事前相談サービスオフィスは、投資計画の内容について事前審査を行い、審査意見を申請者に対し提供することになります。また、申請者は事前審査意見を取得してから一定期間(原則上 30 日)内に必要書類とともに投審司に正式な申請を行うものとされます。

当該事前相談サービス制度が導入されることで、外資による投資案件審査プラクティスに対し具体的にどのような影響がもたらされるかについては、引き続き注視する必要があります。

1. 三層銀行システムの見直し

香港金融管理局(「HKMA」)は、2023 年 6 月に、licensed banks(「LB」)、restricted licence banks(「RLB」)及び deposit-taking companies(「DTC」)で構成される現在の三層銀行システムを、DTC を RLB に統合することにより二層化して簡素化する提案に関する public consultation paper を公表し、意見募集をしました。具体的には、RLB に係る現行の最低資本金(1 億香港ドル)と最低預金額(50 万香港ドル)の要件を維持した上で、5 年間の移行期間を設けて DTC は RLB に統合されます。HKMA は public consultation paper において同提案に対して提出されたコメント内容を考慮し、2024 年 8 月 5 日に同提案に関する conclusions paper を発表しました(「Conclusions Paper」)。Conclusions Paper では、移行プロセスを合理化し、DTC の既存顧客への影響を最小限に抑えることを目的として、以下の点が新たに加えられています。

- (i) 5 年間の移行期間の終了前までに既存の DTC が RLB の最低資本金要件を満たしていることを HKMA が満足する形で証明した場合には、DTC において新たなライセンス申請を提出する必要なく、RLB に移行できる仕組みを HKMA は採用予定としています。
- (ii) 移行後の RLB(旧 DTC)は、5 年間の移行期間が終了するまでの間、引き続き DTC の既存の最低預金額及び満期要件(10 万香港ドル・3 年)に従って、従前の預金を継続して保持又は更新できることが予定されています。

Conclusions Paper によると、HKMA は、今後、同提案に係る変更を実施するための詳細な法令改正、新しい枠組みへの移行に関する DTC 向けガイドラインの提供、及び新しい枠組みの周知のための準備に着手するとされています。

2. デジタルバンクの認可に係るガイドライン

HKMA は、2018 年 5 月 30 日付で公表された Guideline on Authorization of Virtual Banks に代わる、Guideline on Authorization of Digital Banks(「本ガイドライン」)を 2024 年 10 月 25 日に公表しました。本ガイドラインは、HKMA がデジタルバンクの認可の決定に際して考慮する原則を定めています。本ガイドラインでは、Banking Ordinance (Cap. 155)の第 7 別紙(Seventh Schedule)に定められる最低要件の具備に加えて、以下の各点が強調されています。

- (i) **支配権**:デジタルバンクは香港現地法人の銀行の形態で運営されることが予定されており、香港で設立された銀行の株式の 50%超を保有する者は、適法に設立された銀行又は金融機関である必要があります。
- (ii) **監督**:デジタルバンクは従来の銀行と同様の監督の対象となります。
- (iii) **物理的所在地**:認可申請しようとするデジタルバンクの物理的所在地は香港である必要があります。
- (iv) **技術リスク**:認可申請しようとするデジタルバンクは、予定されている IT ガバナンスとシステムの適切性について独立した評価を行うために、有資格の独立した専門家を起用する必要があります。
- (v) **リスク管理**:認可申請しようとするデジタルバンクは、HKMA のリスクベースの監督枠組みで特定された基本的なリスクを検討し、デジタルバンクとしてこれらのリスクにどの程度影響を受けるかを分析し、これらのリスクを制御するための適切な管理を確立する必要があります。
- (vi) **事業計画**:デジタルバンクは、信頼できる実行可能な事業計画を提示する必要があります。
- (vii) **出口戦略**:認可申請しようとするデジタルバンクは、ビジネスモデルが失敗した場合に備えて出口戦略を提示する必要があります。
- (viii) **顧客保護**:デジタルバンクは顧客を公平に扱い、Treat Customers Fairly Charter を遵守し、Code of Banking Practice に含まれる基準を遵守する必要があります。
- (ix) **外部委託**:デジタルバンクは、外部委託の計画を事前に HKMA と話し合う必要があります。
- (x) **資本要件**:デジタルバンクは、その業務の性質及び銀行業務に付随するリスクに見合った適切な資本を維持する必要があります。

1. 中国初の「エネルギー法」の誕生

2024年11月8日、第14回全国人民代表大会常務委員会第12回会議において、「中華人民共和国エネルギー法」(「本法」)が採択され、草案の起草から20年近くの歳月を経て、遂に2025年1月1日より施行されました。本法の制定により、中国は、本法を頂点とし、「電気法」、「石炭法」、「再生可能エネルギー法」などの個別法がこれに準じる形で、比較的整備されたエネルギー法体系が形成されることになりました。

本法は全9章で構成され、総則、エネルギー計画、エネルギーの開発・利用、エネルギー市場体系、エネルギーの備蓄・緊急対応、エネルギーの科学技術イノベーション、監督管理、法律責任及び附則に分かれており、主な内容は下記のとおりです。

- (i) **適用範囲の明確化。**本法ではエネルギーの定義が明確化され、特に水素エネルギーがエネルギーとして明記されたことで、水素の位置づけが、危険化学物質に留まらず、エネルギー源へと大きく転換されました。
- (ii) **再生可能エネルギーの優先開発。**本法は、水力、風力、太陽光、バイオマス、地熱、海洋エネルギー、及び水素エネルギーといった再生可能エネルギーの開発を優先し、化石燃料の合理的な開発及びグリーンかつ効率的な利用を奨励しています。
- (iii) **炭素排出管理の強化。**本法は、エネルギー消費総量・強度のコントロールから、CO2排出総量・強度のコントロールへと移行する新たな枠組みを確立し、炭素排出管理体制の形成を加速させています。これにより、中国のカーボンニュートラル目標(2060年達成)に向けた道筋がより強く示されたといえます。
- (iv) **反制裁措置と域外適用。**いかなる国や地域であっても、再生可能エネルギー又はその他のエネルギー分野で、中国に対して差別的な制限、禁止、その他類似する措置をとる場合、中国は、当該国や地域に対して、実情に応じた対応措置をとることができると規定しています。また、中国国外の組織や個人が中国の国家エネルギーの安全を脅かす行為を行った場合、法に基づいて責任を追及すると規定しています。

2. 「反マネーロンダリング法」の初改正

2024年11月8日、第14回全国人民代表大会常務委員会第12次会議において、新たな「中華人民共和国反マネーロンダリング法」(「新法」。全7章65条)が審議・可決されました(2025年1月1日より施行)。2007年に制定された反マネーロンダリング法(「旧法」)は、制定以来初めての改正を迎えることになりました。主な改正点は、下記のとおりです。

- (i) **川上犯罪類型の拡大。**旧法では、マネーロンダリング犯罪の川上犯罪を麻薬犯罪、暴力団性質の組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職贈賄犯罪、金融管理秩序を破壊する犯罪及び金融詐欺犯罪に限定していましたが、今回の改正により、キャッチオールとしての「その他の犯罪」が追加された結果、川上犯罪の範囲が全ての犯罪に拡大されました。
- (ii) **反マネーロンダリング義務主体の明確化と拡大。**新法では、中国国内の金融機関及び特定非金融機関が反マネーロンダリング義務の主な主体であると明確に規定されました。特定非金融機関には、不動産開発企業、不動産仲介業者、特定のサービスを提供する会計事務所、法律事務所及び公証機関、一定金額以上の貴金属や宝石を取引する業者などが含まれます。特定非金融機関については、金融機関と同等の義務履行が求められておらず、特定の業務を行う場合に限り、金融機関に適用される関連規定を参照しながら、業界の特性、事業規模、及びマネーロンダリングリスクに応じて義務を履行することが求められています。
- (iii) **域外適用の強化。**新法によれば、中国国外において行われたマネーロンダリング犯罪やテロ資金供与行為であっても、中国の主権や安全を脅かし、国民や法人等の権益を侵害する、又は中国国内の金融秩序を乱す場合には新法が適用されます。さらに、新法は、中国国内にコルレス銀行口座を開設しており、又は中国と密接な金融関係を持つ中国国外金融機関に対し、反マネーロンダリング調査への協力を求めています。調査への協力義務を履行しなかった場合は、新法の関連規定に従い処罰されるとともに、反マネーロンダリングブラックリストに登録され、特別予防措置が講じられる可能性があります。

編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)
 白井 美和子(アソシエイト、東京事務所)
 長岡 隼平(アソシエイト、東京事務所)
 宮関 貴臣(アソシエイト、東京事務所)
 難波 早登至(アソシエイト、東京事務所)
 小川 莉央(アソシエイト、東京事務所)

Contacts



日本

加賀 宏樹
 パートナー, 東京
h.kaqa@nishimura.com



日本

岡田 彩
 アソシエイト, 東京
a.okada@nishimura.com



インド

鈴木 多恵子
 インドブラクティスパートナー,
 東京
t.suzuki@nishimura.com



インド

ウダブ・グラティ
 アソシエイト, 東京
u.gulati@nishimura.com



インド (和文監修者)

白井 美和子
 アソシエイト, 東京
m.shirai@nishimura.com



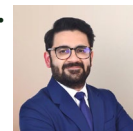
アラブ首長国連邦

森下 真生
 パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



アラブ首長国連邦(執筆・和文監修)

黒田 英
 アソシエイト, ドバイ
s.kuroda@nishimura.com



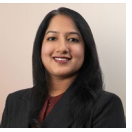
アラブ首長国連邦

アユシュ・シャルマ
 アソシエイト, ドバイ
a.sharma@nishimura.com



バングラデシュ

鈴木 多恵子
 インドブラクティスパートナー,
 東京
t.suzuki@nishimura.com



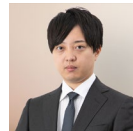
バングラデシュ

バーシャ・バッタチャリヤ
 カウンセル, 東京
v.bhattacharya@nishimura.com



バングラデシュ(和文監修者)

杉谷 真
 アソシエイト, 東京
m.sugitani@nishimura.com



バングラデシュ(和文監修者)

武田 利久
 アソシエイト, 東京
ri.takeda@nishimura.com



スリランカ

川島 章裕
 カウンセル, 東京
a.kawashima@nishimura.com



パキスタン

鈴木 多恵子
 インドブラクティスパートナー,
 東京
t.suzuki@nishimura.com



パキスタン

中島 朋子
 アソシエイト, 東京
to.nakashima@nishimura.com



トルコ

廣澤 太郎
 ベトナムブラクティスパートナー
 東京/ハノイ/ホーチミン
t.hirosawa@nishimura.com



トルコ(和文監修者)

秋山 葵
 アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



トルコ(和文監修者)

村林 優里香
 アソシエイト, 東京
y.murabayashi@nishimura.com



インドネシア
ミリアム・アンドレータ
提携事務所パートナー,
Walalangi & Partners
Mandreta@wplaws.com



インドネシア
ハンス・アディプトラ・クルニアワン
提携事務所パートナー,
Walalangi & Partners
hadiputra@wplaws.com



インドネシア(和文監修者)
吉本 祐介
インドネシアプラクティスパート
ナー, 東京
y.yoshimoto@nishimura.com



インドネシア(和文監修者)
竹崎 真子
アソシエイト, 東京
m.takezaki@nishimura.com



マレーシア
ワンメイ・リョン
提携事務所パートナー, クアラル
ンブル, WM Leong & Co 代表
w.m.leong@nishimura.com

マレーシア
ワンイー・リム
提携事務所アソシエイト, クアラ
ルンブル, WM Leong & Co
naiwa.thaqifah@wmlaw.com.my



マレーシア(和文監修者)
眞榮城 大介
パートナー, クアラルンブル
d.maeshiro@nishimura.com



マレーシア(和文監修者)
秋山 葵
アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



フィリピン
ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ
パートナー, シンガポール
m.villarica@nishimura.com



フィリピン
ステフィ・サリス
アソシエイト, シンガポール
s.sales@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)
佐藤 正孝
パートナー, シンガポール
m.sato@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)
武田 利久
アソシエイト, 東京
ri.takeda@nishimura.com



シンガポール
メリッサ・タン
アライアンス事務所ディレクター,
Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



シンガポール
チン・スーシャン
アライアンス事務所アソシエ
イト, Bayfront Law
suxian.chin@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)
吉本 智郎
パートナー, シンガポール
t.yoshimoto@nishimura.com

シンガポール(和文監修者)
難波 早登至
アソシエイト, 東京
sa.namba@nishimura.com



シンガポール(和文監修者)
村林 優里香
アソシエイト, 東京
y.murabayashi@nishimura.com



タイ
ジラポン・スリワット
パートナー, バンコク事務所共同
代表
j.sriwat@nishimura.com



タイ
アピンヤー・サーンティカセーム
パートナー, バンコク
a.sarnthikasem@nishimura.com



タイ(和文監修者)
志澤 政彦
アソシエイト, 東京
m.shizawa@nishimura.com



タイ(和文監修者)
藤岡 七海
アソシエイト, 東京
n.fujiooka@nishimura.com



ベトナム
ヴ・レ・バン
パートナー, ハノイ/ホーチミン
ホーチミン事務所共同代表
v.l.bang@nishimura.com



ベトナム
グエン・ティ・タン・フォン
パートナー, ハノイ/ホーチミン
n.t.t.huong@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)
池田 展子
パートナー, ハノイ/ホーチミン
n.ikeda@nishimura.com

ベトナム(和文監修者)

小川 莉央
アソシエイト, 東京
r.ogawa@nishimura.com



ミャンマー

ソーニャントウン
アソシエイト, ヤンゴン
s.n.htun@nishimura.com



ミャンマー(和文監修者)

中島 朋子
アソシエイト, 東京
to.nakashima@nishimura.com



台湾

張 勝傑
パートナー, 台北
西村朝日台湾法律事務所共同代表
s.chang@nishimura.com



台湾

安 真慧
アソシエイト, 東京
c.an@nishimura.com



香港

坂本 龍一
パートナー, 香港
香港事務所代表
r.sakamoto@nishimura.com



中国(中国法監修)

張 翠萍
パートナー, 東京
c.zhang@nishimura.com



中国

蔡 雯嫻
カウンセラー, 東京
w.cai@nishimura.com



中国(和文監修者)

志賀 正帥
カウンセラー, 東京
m.shiga@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。